

社会福祉法人 御坊市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御坊市社会福祉協議会（以下「本会」という。）
役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) その他会長が特に必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等に報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会
に出席した場合に支給するものとし、その額は、別表1のとおりとする。

2 会長、副会長が職務として、本会事務局に出勤した場合に支給する額は、別表1
のとおりとする。

3 その他会長が必要と認めた場合、別表1のとおり支給することができる。

(旅 費)

第5条 役員等が職務のため出張した場合の旅費については、本会職員旅費規程に準
じて支給する。ただし、本会職員旅費規程第11条第2項の規定については、適用
しない。

(補 足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要あるときは、本会会長が別に定める。

附 則

1 社会福祉法人御坊市社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程（平成10年4月
1日施行）は廃止する。

2 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年12月21日から施行する。

別表 1

役員等に対する費用弁償

役員等	費用弁償額
会長	1,500円
副会長	1,000円
理事	1,000円
監事	1,000円
評議員	1,000円
評議員選任・解任委員	1,000円
その他会長が特に必要と認めた者	1,000円